

「デジタル教科書」の位置付けに関する検討について

平成27年3月

- 学校教育においては、教育基本法、学校教育法、学習指導要領等を踏まえて、児童生徒にとって適切な教材を使用することが重要であり、教科書は、全ての児童生徒が使用する主たる教材として広く定着している。
現行の教科書制度においては、民間の創意工夫を生かしながら、国が検定を行うことにより一定の質を担保するとともに、義務教育諸学校において使用する教科書については、義務教育無償の精神をより広く実現するものとして国の負担により児童生徒に無償で給与されている。
- 近年の教育における情報化の進展の中で、授業におけるデジタル教材の活用が各地域で普及しつつあり、画像、動画、音声やシミュレーション等の活用により、児童生徒の学習の充実や学習意欲の喚起に効果が見られるなどの実践の成果が「学びのイノベーション事業（平成23～25年度実施）」等を通じて報告されている。こうしたデジタル教材の活用はアクティブ・ラーニングなどの主体的な学習にも資するものと考えられる。
- 他方で、ICTのうちでもとりわけ情報端末は、インターネット接続によって多様な情報へのアクセスが可能となることから、児童生徒がその発達段階に照らして有害な情報や不適切な映像等を閲覧できる危険性などにも留意する必要がある。
- このような中、学校教育における主たる教材である教科書は、紙を媒体とすることを前提とした制度で成り立っているが、政府の「規制改革実施計画（平成26年6月閣議決定）」等においてデジタル教科書・教材の位置付けに関する検討が求められていることから、教科書といわゆる「デジタル教科書」の関係といった基本的な事柄を含めて、「デジタル教科書」について教育的観点から具体的に検討することが必要である。
- 検討に当たっての主な課題を整理すると次ページのとおりとなる。

※「デジタル教科書」の用語について

いわゆる「デジタル教科書」については、教育の情報化ビジョン（平成23年4月文部科学省）において、「『デジタル機器や情報端末向けの教材のうち、既存の教科書の内容と、それを閲覧するためのソフトウェアに加え、編集、移動、追加、削除などの基本機能を備えるもの』であり、主に教員が電子黒板等により子どもたちに提示して指導するためのデジタル教科書と、主に子どもたちが個々の情報端末で学習するためのデジタル教科書に大別される。」と定義している。

ここでいう学習者用デジタル教科書は、教科書紙面データのみならず、音声、動画等の様々なコンテンツを含み、全体として現行制度上は副教材と位置付けられるものであるが、ここでは単に「デジタル教科書」という用語を用いている。

教科書の基本的な在り方に関する検討課題

○教科書の意義について

- ・ 公教育において、主たる教材としての教科書はどうあるべきか。
- ・ 全ての児童生徒の学習のより所となる教材として、質をどのように確保すべきか。

○教科書の形態について

- ・ 「デジタル教科書」の様々なコンテンツ(音声・動画等を含む。)を主たる教材として扱うことをどのように考えるか。主たる教材とならないコンテンツをどのように扱うか。

いわゆる「デジタル教科書」に関する主な検討課題

○教育効果について

- ・ 紙と電子媒体の違い、発達段階の違い、教科の特性等をどのように考えるか。
- ・ 障害のある児童生徒等の学習への寄与をどのように評価するか。

○使用に係る配慮事項について

- ・ ICT活用に当たっての児童生徒の健康面への配慮をどのように考えるか。
- ・ 情報端末への依存症や有害情報へのアクセス等の懸念にどのように対応するか。

○検定の在り方について

- ・ 文字や画像以外の様々なコンテンツを検定の対象とすることをどのように考えるか。

○教科書使用の在り方について

- ・ 「デジタル教科書」を紙の教科書に代替しうるものとするか、全ての学校において使用すべきものとするか。

○採択・供給の在り方について

- ・ 各学校のICT整備状況に依存する「デジタル教科書」の採択をどのように考えるか。
- ・ 安定的な「デジタル教科書」の供給方法をどのように考えるか。

○定価設定について

- ・ 「デジタル教科書」の定価の設定方法についてどのように考えるか。

○導入・活用のコストと費用負担について

- ・ 学校教育費全体の中でのコストをどのように考えるか。購入費の負担をどのように考えるか。

○著作権法制上の取扱いについて

- ・ 「デジタル教科書」に係る著作権法上の権利制限の在り方をどのように考えるか。

○環境整備について

- ・ 学校・家庭におけるネットワーク環境、デジタル機器の整備をどのように考えるか。

教科書制度に関する主な関係条文

○学校教育法(昭和22年法律第26号)

第34条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

②・③ (略) ※この規定は、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に準用されている。

○教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)

第2条 この法律において「教科書」とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であつて、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。

2 (略)

第10条 (略)

2 発行者は、教科書を各学校に供給するまで、発行の責任を負うものとする。

3 (略)

第11条 教科書の定価は、文部科学大臣の認可を経なければならない。

2 (略)

○義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律(昭和37年法律第60号)

(趣旨)

第1条 義務教育諸学校の教科用図書は、無償とする。

2 (略)

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)

(教科用図書の無償給付)

第3条 国は、毎年度、義務教育諸学校の児童及び生徒が各学年の課程において使用する教科用図書で第十三条、第十四条及び第十六条の規定により採択されたものを購入し、義務教育諸学校の設置者に無償で給付するものとする。

(教科用図書の採択)

第13条 都道府県内の義務教育諸学校(都道府県立の義務教育諸学校を除く。)において使用する教科用図書の採択は、第十条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目(教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。)ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

3 公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

4 第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会(次項及び第十七条において「採択地区協議会」という。)を設けなければならない。

5 前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

6 (略)

○著作権法(昭和45年法律第48号)

(教科用図書等への掲載)

第33条 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書(小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校その他これらに準ずる学校における教育の用に供される児童用又は生徒用の図書であつて、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。以下同じ。)に掲載することができる。

2 前項の規定により著作物を教科用図書に掲載する者は、その旨を著作者に通知するとともに、同項の規定の趣旨、著作物の種類及び用途、通常の使用料の額その他の事情を考慮して文化庁長官が毎年定める額の補償金を著作者に支払わなければならない。

3・4 (略)

各種計画におけるデジタル教科書・教材の推進に関する記述

世界最先端 IT 国家創造宣言（抄）

（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定、平成 26 年 6 月 24 日全部改訂）

IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化

1. 人材育成・教育

（1）教育環境自体の IT 化

学校の高速ブロードバンド接続、1人1台の情報端末配備、電子黒板、無線 LAN 環境整備、デジタル教科書・教材の活用等、初等教育段階から教育環境自体の IT 化を進め、児童生徒等の学力の向上と情報の利活用力の向上を図る。

あわせて、教員が、児童生徒の発達段階に応じた IT 教育が実施できるよう、IT 活用指導モデルの構築や IT 活用指導力の向上を図る。そのため、指導案や教材など教員が積極的に活用可能なデータベースを構築し、府省の既存の子供向けページも教材等として整理し、積極的に活用する。また、企業や民間団体などにも協力を呼びかけ、教育用のデジタル教材の充実を図る。

これらの取り組みにより、2010 年代中には、全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校で教育環境の IT 化を実現するとともに、学校と家庭がシームレスでつながる教育・学習環境を構築し、家庭での事前学習と連携した授業など指導方法の充実を図る。

規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）

3 創業・IT 等分野

（2）個別的措置事項

②IT による経営効率化

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
32	教育情報化の推進に関する制度見直し等	実証研究などの状況を踏まえつつ、デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書検定制度などの在り方について、平成 26 年度までに課題を整理し、平成 28 年度までに導入に向けた検討を行う。	平成 26 年度検討開始、平成 28 年度結論	文部科学省

日本再興戦略 -JAPAN is BACK-（抄）（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）

一. 日本産業再興プラン ～ヒト、モノ、カネを活性化する～

4. 世界最高水準の IT 社会の実現

⑥産業競争力の源泉となるハイレベルな IT 人材の育成・確保

○IT を活用した 21 世紀型スキルの修得

・2010 年代中に 1 人 1 台の情報端末による教育の本格展開に向けた方策を整理し、推進するとともに、デジタル教材の開発や教員の指導力の向上に関する取組を進め、双方向型の教育やグローバルな遠隔教育など、新しい学びへの授業革新を推進する。また、来年度中に産学官連携による実践的 IT 人材を継続的に育成するための仕組みを構築し、義務教育段階からのプログラミング教育等の IT 教育を推進する。